



令和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年度 福祉部の運営方針

福祉部長 杉 本 守 啓

「令和 8 年度福祉部の運営方針」を下記のとおり定める。

各課においては、「令和 8 年度市政運営の基本方針」（令和 8 年 3 月 19 日市長表明）及び本運営方針を所属職員に周知するとともに、各課の組織目標を設定し、目標達成に向け、各施策を着実に推進すること。

記

1 施政方針の具現化

- ・職員一人一人が変化を恐れず、能動的に業務改善の取組を進めるとともに、各部署においては「経営」の視点を取り入れ、これまで以上に効果的・効率的な組織運営を行うこと。
- ・時代やニーズの変化等により、当初の目的に沿わなくなった事業については、果敢に統合・縮小・廃止に向けたあらゆる可能性を検討し、限りある行政資源の有効活用を図ること。

- ・市民サービスの向上と行政事務の効率化につなげるため、BPRの推進、生成AIやデータの利活用等を進めるとともに、LINE公式アカウントのコンテンツの充実を図るため、行政手続のオンライン化への取組を加速させること。

2 国分寺市ビジョンの推進

- ・「第2次国分寺市総合ビジョン」の未来のまちの姿の実現に向け、まちづくりの基本理念である「すべての人が主役であること」、「変化に対ししなやかであること」、「まちの心地良さを未来へつなげること」を念頭に、「国分寺市ビジョン前期実行計画」に掲げる各施策を着実に推進すること。
- ・職員一人一人がBPRの視点を持ち、デジタルツールを活用しながら、抜本的な業務フローの見直しを進め、生産性の向上と業務の効率化を実現させること。
- ・将来にわたる持続可能な市政運営の実現と質の高い行政サービスを提供していくため、職員一人一人が本市の財政状況について理解を深めるとともに、改めて行財政改革の必要性を認識すること。
- ・行政資源の「選択と集中」を徹底し、これまで以上に意思決定までのスピードを加速させ、的確で迅速な行政サービスを提供していくこと。

3 適正な事務執行の確保

- ・根拠法令等を確認・理解し、遵守した上で、適正な手続を経て事務事業を執行すること。重層的なチェック体制を構築し、その仕組みを確実に機能させること。また、複合的な課題の解決に当たっては、庁内横断的な情報共有と連携を図り、迅速かつ柔軟に対応すること。

- ・ 個人情報の取扱いには細心の注意を払うとともに、指定管理者等の関係団体等も含め更なる注意喚起を行いながら、漏えい等の防止に向けた対策を徹底すること。
- ・ 超過勤務については、これまで以上に的確な業務実態の把握と適切な職員のマネジメントを行うこと。また、新庁舎における新たな働き方を追求し、業務の効率化を図ること。あわせて、誰もが働きやすく最良のパフォーマンスを発揮できる職場づくりに取り組み、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革を推進すること。
- ・ 令和8年度当初予算に計上した事業に早期着手し、確実に実行できるよう、適時適切に進行管理を行うこと。

4 職員の人材育成に向けた方針

- ・ 「国分寺市人材育成基本方針（第3期）」及び「国分寺市人材育成実施計画」を踏まえ、職員の育成・指導を行うこと。また、「ハラスメントの防止等に関する指針」を周知徹底し、円滑なコミュニケーションが取れる良好な職場環境を維持すること。
- ・ 職員の挑戦意欲を高める取組や能力の向上に資する自己啓発の取組については、組織を挙げて全力で支援すること。
- ・ 市民と共にまちづくりを進めることができる職員となるべく、積極的に地域づくりに関わる場に参加し、市民と共にまちづくりを進める職員の育成を行うこと。
- ・ 行政のデジタル化の推進に向け、デジタル技術を駆使することができるよう、知識及び能力の向上に取り組むこと。
- ・ 将来にわたる持続可能な市政運営の実現に向け、全ての職員が本市の財政状況についての理解を深める意識の醸成を図ること。